

令和4年3月29日
消防庁

「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討報告書」の公表

消防庁では、令和3年5月より「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会」を開催し、新たな化学物質について調査検討を行いました。

この度、本検討会の報告書が取りまとめられましたので公表します。

【報告書概要】

事故の情報、文献等から、危険物に該当しない物質で火災危険性を有すると考えられる物質（火災危険性を有するおそれのある物質）を抽出し、消防法第2条第7項の危険物に該当する性状を有するかどうかについて検討しました。

また、令和3年度に毒物・劇物に新たに指定された物質から、火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質（消防活動阻害性を有するおそれのある物質）を抽出し、消防法第9条の3の消防活動阻害物質に該当する性状を有するかどうかについて検討しました。

調査、検討の結果、今年度は次の結論が得られました。

- 1 危険物に新たに追加すべき物質はありませんでした。
- 2 消防活動阻害物質について、以下の1物質を指定することが適当とされました。
4-メチルベンゼンスルホン酸及びこれを含有する製剤(4-メチルベンゼンスルホン酸5%以下を含有するものを除く。)

【別添資料】

「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討報告書」の概要

※報告書全文については、消防庁ホームページ(<http://www.fdma.go.jp/>)に掲載します。



<問い合わせ先>

消防庁危険物保安室 鈴木課長補佐、平野係長、昆事務官
TEL : 03-5253-7524 (直通) /FAX : 03-5253-7534

「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討報告書」の概要

1 目的

「火災危険性を有するおそれのある物質」及び「火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質」を早期に把握し、それらの危険性を評価することにより、消防法の危険物又は消防活動阻害物質としての追加を行うことが妥当であるかどうかについて検討を行う。

○ 火災危険性を有するおそれのある物質

以下のいずれかに該当する物質

- ① 現在消防法上の危険物に該当しない物質で、火災危険性を有すると考えられる物質
- ② 既に危険物に該当するものの、他の類に属する性状を示すおそれのある物質

○ 消防活動阻害物質

火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で、消防法第9条の3に規定する物質をいう。（例：圧縮アセチレンガス、液化石油ガス等の火災危険の大きいガス、シアン化ナトリウム、塩素、アンモニア等の毒物・劇物等）

2 検討会委員名簿(五十音順) ※()は前任者

委 員	役 職
朝 倉 浩 一	慶應義塾大学 理工学部 教授
新 井 充	東京大学 名誉教授
岩 田 雄 策	消防庁 消防大学校 消防研究センター 危険性物質研究室長
芝 田 育 也	大阪大学 環境安全研究管理センター 教授
高 橋 文 夫 (八木 伊知郎)	一般社団法人日本化学工業協会 環境安全部 部長
田 村 昌 三	東京大学 名誉教授（座長）
鶴 田 俊	秋田県立大学 システム科学技術学部 機械工学科 教授
三 宅 淳 己	横浜国立大学 理事・副学長

3 検討会開催状況

【第1回検討会】 令和3年5月19日開催

- ・ 火災危険性を有するおそれのある物質及び火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質の調査方法の決定

【第2回検討会】 令和3年9月1日開催

- ・ 火災危険性を有するおそれのある物質及び火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質に係る候補物質の決定

【第3回検討会】 令和4年2月7日開催

- ・ 調査検討報告書（案）の決定

4 検討報告書の結論の概要

火災危険性を有するおそれのある物質

○調査物質

国内外の事故事例のデータベース、化学物質や危険物輸送に関する文献等から火災危険性を有するおそれのある物質について抽出し、調査を行った。

○危険物へ追加する条件

次の2条件を満たしている場合は、危険物として規制を行う必要がある。

条件① 火災危険性評価（危険物確認試験）において危険物としての性状を有している

条件② 生産（流通）量が一定量以上の場合は消防法の危険物に指定

○調査検討結果

調査の結果、火災危険性評価（危険物確認試験）を実施することが適当とされる物質は確認できなかった。

火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質

○調査物質

毒物及び劇物指定令の一部改正（令和4年1月28日及び令和4年2月1日に施行）により、毒物及び劇物に新たに指定された物質について調査を行った。

○消防活動阻害物質への追加の考え方

消防法の危険物に非該当で、下記①～④のいずれかに該当する物質から、流通量を考慮して決定する。

- ① 常温で人体に有害な気体であるもの又は有害な蒸気を発生するもの
- ② 加熱されることにより人体に有害な蒸気を発生するもの
- ③ 水又は酸と反応して人体に有害な気体を発生するもの
- ④ 注水又は熱気流により人体に有害な粉体が煙状に拡散するもの

○調査検討結果

毒物及び劇物に、新たに指定された物質のうち、2物質について、加熱されることにより人体に有害な蒸気を発生するかを確認したところ、以下の1物質について消防活動阻害物質に指定することが適当であることとされた。

4-メチルベンゼンスルホン酸及びこれを含有する製剤（4-メチルベンゼンスルホン酸5%以下を含有するものを除く。）